

令和元年度民事実務基礎設問4 【解説】

1、争点となっている主要事実の認定

設問文中に、「Yが保証契約を締結した事実が認められることにつき、主張を展開したい」とありますから、今回争点となっている主要事実は、「平成29年9月1日、AとYが保証契約を締結したこと」となります。

2、直接証拠の有無

本件借用書の連帯保証人欄に、Yの署名・押印があります。しかし、Yはこの押印についてはBが勝手にYの実印を盗んで押印したのだと主張し、本件借用書の成立の真正を争っています。仮に、本件借用書の成立の真正が認めれば、本件借用書はいわゆる処分証書にあたり、保証契約締結の事実を直接証明する、直接証拠となります。そのため、本件におけるXの代理人である弁護士Pとしては、この本件借用書の成立の真正を主張していくこととなるでしょう。

3、間接事実の分類

※Xに有利

- ・AがYの自宅に電話した際のYの母親の発言

※Yに有利

- ・Bが平成29年8月中旬に2日間、Y宅に滞在した事実
- ・Y自身にさしたる貯蓄がないという事実

4、間接事実の評価

令和元年度の実事認定は、例年とは少し観点が異なっていました。直接証拠たる借用書が存在しているものの、その成立の真正について争いがあるという事案は過去にも出題されていましたが、本問のように、成立の真正についての事情が大半を占めているという形式は初めてです。また、設問文に、「提出された書証や両者の供述から認定することができる事実を踏まえて」という誘導もついていました。そこで、本問で求められていた事実認定は、直接証拠にあたる借用書の成立の真正が認められるか否かを問題文の事実から認定していくことだと思われまます。

そこで、Pとしては、借用書の成立の真正が認められることを主張していかなければいけません。そこで、Yの反論である、「Bが実印を盗んで勝手に押印した」という供述に対して、できる限り説得的に再反論していくこととなります。Xに有利な間接事実としては、Yの母親の発言くらいしかありませんから、この点については丁寧に評価を加えたい

ところです。

また、Yは貯蓄がないから保証契約を結ぶわけがないと主張していますので、この点についても触れておきたいところです。しかし、この点については強い再反論ができそうではないので、Xに有利な結論とは矛盾しないことを指摘する程度にとどまるでしょう。

令和元年度民事実務基礎設問 4 【答案】

- 1、平成 29 年 9 月 1 日に、AY 間で保証契約が締結された事実を直接証明する直接証拠として、本件借用書がある。これについて、Y の代理人たる Q は、本件借用書の Y 作成部分につき、成立の真正を否認している。そこで、以下では、本件借用書の Y 作成部分につき、成立の真正が認められることを主張する。
- 2、前提として、私文書に本人の印章と一致する印影があれば、印鑑は通常慎重に保管されているという経験則に基づき、その印影は本人の意思に基づくものであることが推定される。そして、本人の意思に基づく押印があれば、民事訴訟法 228 条 4 項によって、文書全体の成立の真正が事実上推定される。
- 3、Y は、平成 29 年 8 月中旬、B が Y の自宅に泊まりに来ており、その際に B が Y の実印を盗用したと供述している。すなわち、上記経験則に基づく推認は働かないと主張している。

Y は、B の盗用の根拠として、Y と B が幼少時からよく Y の自宅に遊びに来ていたため、B が Y の実印の保管場所を知っており、かつ B の実印はフルネームであるから B の実印を容易に見つけ出せたと主張している。また、B が Y 宅に滞在した 2 日間のうち、B が一人になった時間があるため、その際に B が Y の実印を盗用したと主張している。

しかし、いくら幼少時から自宅に入る機会が多かったとはいえ、当時まだ未成年であった B に対して、印鑑登録をしている実印の保管場所を伝えるとは考えづらい。また、実印の保管場所は寝室のタンスであるが、寝室とは自宅の中で最も他者が入ることが想定しづらい、秘匿性が高い場所である。そのため、B が Y 宅にいる際に、偶然寝室に入って実印の保管場所を知っていたという事態も想定できない。よって、B は Y 宅における実印の保管場所を知らなかったのであるから、Y 宅において B が一人になった時間があつたとしても、実印の盗用の事実はなく、本件借用書の Y 作成部分は、Y の意思に基づくものであることが推認できる。
- 4、また、A が Y に保証の意思を確認するため Y の自宅に電話をかけた際に、Y の母親が、「Y からそのような話を聞いている。」という発言をしている。母親としては、自己の息子が保証人となるか否かは重大な事項であり、Y から保証に関する発言を実際に聞いていないにもかかわらず、保証の意思を認めるような発言をする動機は一切ない。そのため、Y の母親の発言の信用性は非常に高い。そうだとすると、Y は実際には平成 29 年 8 月中旬に Y 宅を訪れた B から保証に関する相談を受け、保証の意思を有していたことが推認できる。そして、保証の意思を有していたことから、本件借用書の作成部分が Y の意思に基づくことが推認できる。
- 5、Y は、自己にさしたる貯蓄もないため、保証をするはずがないと供述している。この点については、幼少時からの付き合いがある、いとこの B が主債務者であることを考慮し、自己が保証人となったとしても、形式的に保証人として名前を貸すだけであり、実際に債

務を負うことはないだろうと考えたとしても不自然ではない。したがって、Yのかかる供述は、Yに保証意思がなかったことを強く推認させる供述ではない。

6、以上より、本件借用書の保証人欄におけるYの署名・押印は、Yの意思に基づくものであり、本件借用書の成立の真正が認められる。したがって、本件借用書の保証人欄の記載通り、平成29年9月1日に、AY間で保証契約を締結した事実が認められる。

以上